

公 示

一般貸切旅客自動車運送適正化機関の名称変更について

道路運送法第43条の2第3項の規定により一般貸切旅客自動車運送適正化機関から名称変更の届け出がなされたため、同条第4項の規定により下記のとおり公示する。

平成30年5月28日

関東運輸局長 河 田 守 弘

記

(適正化機関の名称) 新) 公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

旧) 一般財団法人 関東貸切バス適正化センター

(変 更 年 月 日) 平成30年6月1日